

特別レポート－2014年9月号
ドバイでの営業許可（ライセンス）取得について

2014年9月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律事務所Clyde & Co LLPに作成委託し、2014年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail : mero@clydeco.ae



特別レポート－2014年9月号

ドバイでの営業許可（ライセンス）取得について

ドバイでの営業許可－概要

ドバイ経済開発局（DED）より営業許可（ドバイ・ライセンス）を取得した企業は、ドバイ首長国の国内‘オンショア’に限り、営業活動を行うことができます。

ドバイでの‘営業’にどのような活動が含まれるかを決定する定まった基準はありませんが、以下の活動はすべて、ドバイでの‘営業’の一環とみなされます。

1. ドバイに商品の在庫を持つ。
2. ドバイで社員を雇う。
3. ドバイで店舗・事業所を構える。
4. ドバイでサービスを提供する。
5. 執行地（一部、あるいは全部）をドバイとする契約を結ぶ。
6. 頻繁に商業目的でドバイに渡航する。

ドバイ・ライセンスを取得した者（ライセンシー）は、以下の活動を行うことができます。

1. ドバイ国内‘オンショア’での営業。ただし、アラブ首長国連邦（UAE）のほかの首長国、あるいはフリーゾーン‘オフショア’での営業は不可。
2. ドバイ・ライセンスにより具体的に認められた活動（認可活動）。

ライセンシーは、ドバイ国外に所在する第三者と契約を結び、サービスを提供することが可能です。ただし、ドバイに所在する事業所からサービスを提供すること、サービスの内容が認可活動に含まれるものであることが前提です。

湾岸協力会議への参加国でない国で登記する会社（外国企業）であっても、下記の方法をはじめとするさまざまな手段で、ドバイ国内‘オンショア’で営業することができます。

1. 支店を登録する。
2. UAE 国民、あるいは UAE 国民が完全所有する会社と法人、有限責任会社（LLC）を設立する。

法人ライセンスにおいて、ドバイのフリーゾーンの法人企業（フリーゾーン会社）は、外国企業とみなされます。

支店

1984年 UAE 法第 8 号改正（会社法）314 条に従い、UAE の首長国で支店を運営する外国企業は、UAE 国民を代理人（エージェント）に任命しなければなりません。

エージェントの任命は、外国企業とエージェント間におけるサービス契約の締結によって行われなければなりません。エージェントの任命期間に関して具体的に制定された法律はありませんが、一度エージェント契約が結ばれると、既存のエージェントの書面による同意が無い限り、新たなエージェントを任命するのは容易ではありません。

エージェントへの報酬は、さまざまな方法で支払うことができます。通常、外国企業は、サービス料として一定額をエージェントに毎年支払う方法が薦められます。この料金以外に、特別な合意が無い限り、エージェントは、外国企業の利益の配当金や資産の所有、あるいは外国企業の UAE での運営に関するその他の料金やコミッションを受け取る権利はありません。

UAE のいずれかの首長国に支店を登記する外国企業は、UAE 経済省と DED から登録承認を取得し、保持する必要があります。また、外国企業は、その活動がドバイあるいは UAE のどこかの政府機関による承認を必要とする場合、さらに登録を求められることもあります。

LLC

会社法 22 条に従い、LLC の資本の 51%以上は UAE 国民により所有されなければなりません。

外国企業が UAE の首長国内（オンショア）で LLC を設立し、全資産を LLC に投資する場合、LLC の経営管理に対する権限の大部分を外国企業が有するものとし、LLC の営業による経済的利益の 100%を外国企業のものとする契約を結ぶことができ、これが慣習とされています。ドバイ首長国の関連当局は、外国企業が株式の 49%を所有する LLC の株主が次のように定めることを認めています。

1. LLC が申告する配当金の 80%を外国企業の株主に支払う。
2. LLC が申告する配当金の 20%を国内株主に支払う。

このような取り決めに設ける際には、2004年 UAE 法第 17 号（フロンティング禁止法）に抵触しないよう慎重に注意しなければなりません。

ドバイの LLC は、DED に登録する必要があります。LLC は、その活動がドバイあるいは UAE のどこかの政府機関による承認を必要とする場合、さらに登録を求められることもあります。

フリーゾーン企業

UAE には数々のフリーゾーンが存在し、そのほとんどがドバイにあります。ドバイ国内での営業同様、フリーゾーンでの事業展開を望む外国企業は、そのフリーゾーンの管轄当局に営業許可（FZ ライセンス）を申請する必要があります。この点に関し、各フリーゾーンはそれぞれ独自の規則があります。例えば、ドバイ技術・メディアフリーゾーン(DTMFZ)の 2003 年営業許可規則は、「いかなる者も、これら規則に基づき授与されたライセンスの条件に従わない限り、DTFMZ でいかなる業務も行ってはならない。」と定めています。

FZ ライセンスは、そのライセンス取得者（フリーゾーン企業）が登録するフリーゾーン内で、FZ ライセンスに記載された営業活動を行うことを許可するものです。その管轄フリーゾーン外における営業活動に対し承認を与える権限を有するフリーゾーン当局はありません。従って、FZ ライセンスは、ほかのフリーゾーンあるいはドバイ（またはほかの UAE 首長国）国内‘オンショア’での営業を許可するものではありません。

フリーゾーン企業は、特定の場合に限り、ドバイ・ライセンスを取得しなくても、合法的に、フリーゾーンの営業所からドバイ国内の顧客にサービスを提供することができます。例えば、フリーゾーン企業は、登録するフリーゾーンの営業所から、ドバイ国内（または UAE のほかの首長国）など、フリーゾーン圏外に所在する第三者と契約を結ぶことが可能です。ただし、これら契約は、フリーゾーン企業が登録するフリーゾーン内の店舗や事業所で執行されることが前提です。

2011 年ドバイ法第 13 号（ドバイ・ライセンス法）に基づき、フリーゾーン企業は、とりわけ、ドバイの適用法に従うことを前提に、ドバイ国内‘オンショア’で営業活動を行うことが可能です。ドバイ・ライセンス法は、フリーゾーン企業は、ドバイ国内に支店を設立することができることを明確に定めています。フリーゾーン企業はまた、ドバイで UAE 国民と LLC を設立することが可能です。

我々の知る限り、ドバイ国内‘オンショア’でのフリーゾーン企業による営業活動に関し、2011 年以降、法律の制定や改訂はありません。

ドバイでの罰則

ドバイ・ライセンス法に関連して発行された評議会決議に基づき、ドバイ・ライセンス法に違反する企業には、DED から罰金が科される場合があります。これら罰金の金額は、1,000UAE ディルハムから 20,000UAE ディルハムまでと幅広くさまざま、違反が繰り返された場合、増額されます。DED はまた、ドバイでの法人営業許可の条件に違反する企業に対し、ドバイでの企業活動を一時停止、ドバイ・ライセンスの撤回する権限を有します。

ほかの首長国

各首長国はそれぞれ、法人営業許可に関し、独自の規則を定めており、手続きも異なります。しかし、ほかの首長国の規則もドバイとおおむね変わりません。従って、UAE の首長国での営業活動を望むフリーゾーン企業は、その首長国の管轄政府機関から営業許可を取得しなければなりません。